

第 3 6 回 明 石 市 入 札 監 視 委 員 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金)

午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 1 5 分

場 所 明石市役所南会議室 1 0 3 C

【出席者】

(委員：委員長以下 5 0 音順)

森委員長、石原委員、角野委員、鍋島委員、濱田委員

明石市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 5 条に規定する定足数を満たしていることを確認。

(事務局)

〈財務室契約担当〉

川井契約担当課長

大畠工事契約担当係長、西坂事務職員

(工事主管部署)

〈水道局工務担当〉

三谷工務担当課長

〈住宅・建築室営繕課〉

高瀬施設担当課長

【議事開始前の手続き】

1 開会（午後 2 時 0 0 分）

2 ・委員長の選任

委員長を森委員に決定

・職務代理者の選任

職務代理者を石原委員に決定

・議事録署名人の選任

議事録署名人を石原委員、角野委員に決定

・次回、抽出案件選定者の選任

石原委員、濱田委員に決定

【議 事】

1 開 会

2【抽出案件審議】

事務局から、事前に案件抽出担当委員が選定した下記の2件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び公告から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・ No. 1 制限付一般競争入札（1.5億円以上）＝1件
- ・ No. 2 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝1件

※案件抽出担当委員

鍋島委員 ー No. 1
角野委員 ー No. 2

抽出案件における主な質疑・意見等

No.1 〔制限付一般競争入札（1.5億円以上・電子方式）〕：

総合評価落札方式（特別簡易方式）

大久保町高丘1丁目地内配水管布設替工事

（工事主管部署：水道局工務担当）

（経緯・結果）

本案件は、令和6年1月9日に公告、2月1日に開札を行った。

入札結果は、2者から応札があり、その2者の応札の価格評価点と価格評価点以外の点数が最も高い値の応札者が低入札調査基準価格を下回ったため、低入札調査案件となりその調査を経て契約締結した。

（工事概要）

本件は昭和48年に布設され、約50年間経過した老朽管の更新工事で、工期は、令和6年4月1日から令和8年2月28日まで。

令和5年9月8日に本地区内において、配水管に直径10センチほどの穴が空き漏水が発生した。よって、急遽、令和5年12月議会にて債務負担を設定のうえ発注したもの。現在布設替工事を行っている。

設計積算については、管材料費及び設置費は過去の工事实績から算出した概算数量を使用し発注している。

工事内容は、口径250ミリから75ミリの配水管を計2466.3メートル布設替を行うもの。また、それに伴う仕切弁設置工を計41基、消火栓設置工を計19基、給水管切り換え工事を計202ヶ所など行うもの。

Q 明石市としては金額の高い工事であるが、応札者が少なく、落札率が低く、低入札調査対象となっている。それは総合評価落札方式（特別簡易型）が影響しているのか伺いたい。また、今後、同様の大型工事があった場合に、発注の方法で改善すべき点があるのか伺いたい。

⇒A 令和5年度に発注した大型の老朽管整備事業が全体で5件あり、応札者数は、1者が1件、2者が3件、6者が1件であった。水道工事に限らず、総合評価落札方式や低入札調査対象の場合、通常の入札より提出書類が多く、また、調査から落札決定までの間、技術者を拘束することになるため、応札者が少ない傾向にある。

今回の案件周辺は昭和40年代に開発された大型の住宅地で、道路幅員も広く施工条件がよいことから、複数の業者が応札すると想定された結果、価格競争が高めに働いたのではないかと考えられる。総合評価方式が、低入札率に繋がるとは考えていない。

施工可能な業者が限られる中、品質を確保しつつ、競争性を高めることが課題であり、施工可能な業者を増やすことは少し難しい課題だと考えている。積算は、国土交通省歩掛に沿った工事の積算をして発注しており、適正な積算に引き続き努める。

来年度から入札制度を変更し、低入札調査に伴う提出書類等の負担が軽減されるため、入札参加数の増加を期待している。

Q 先ほど伺った老朽化工事で6者入札があった案件については、他案件と条件等が違ったのか。

⇒A まず、本件については、ゼロ債務負担で年度末に発注する工夫をしたものの結局2者応札であった。発注する時期については、切れ目なく発注するよう心掛けている。

6者応札のあった松が丘の工事については、年度当初に発注したため参加者が多かったと考えられる。

令和5年度の大型水道工事で、神戸市連絡管水道工事については、管の口径が大きいことや交通量の多さから、参加業者が限られたと考えられる。また、6者応札の案件については、条件的に施工し易いため参加業者が多い傾向であったと推測される。

この案件の高丘1丁目の水道工事は、総合評価落札方式ということもあり、若干参加者数が下がったと推測をしている。

No.2 [制限付一般競争入札（1. 5億円未満・電子方式）：

明石市立人丸小学校北校舎外壁及び屋上防水改修工事

（住宅・建築室営繕課）

（経緯・結果）

本案件は、令和5年7月11日公告、7月27日に開札を行った。

入札結果は、1者から応札があり、低入札調査基準価格を下回ったため、低入札調査案件となり、その調査を経て1番札と契約締結した。

（工事概要）

本工事の箇所は、JR明石駅より北東1kmの位置。

工期については令和5年9月5日から令和6年3月8日まで。

工事の対象範囲は、人丸小学校校舎3棟の内、北側の校舎の外壁及び屋上。

工事内容について、外壁の塗料を高圧水によって取り除き、コンクリートの劣化

部の補修し、その後、外壁のコンクリート面に塗装を行う外壁改修である。また屋上防水（シート防水）シートを改修するものである。

Q 予定価格 148,720,000 円に対し、契約金額が 119,900,000 円となっているが、落札率は 80.62%と通常の建築工事一式の中では最低の値となっている。参加者数が 1 者であり他社との比較は出来ないが、予定価格との差がどのような理由で起こったのか。

⇒A 外壁及び屋上防水改修工事であり、工事費用を構成する工事作業数については他のトイレ改修等における工事作業数に比べて非常に少ない構成となっているため 1 つの科目の金額が大きい状況となっている。

今回、業者から提出された工事内訳を市の設計と照査した結果、直接工事費が約 80%、共通費が約 83%となっていた。中でも、金額が占める割合が大きいアスベスト除去工事である環境配慮工事が、設計の 70%で設定されており、最も大きな価格の圧縮要因となっており、その他の項目は他の工事と比較しても極端な比率での金額設定は無かった。今回の環境配慮工事は、校舎 1 棟分の工事量のため、スケールメリットによる価格交渉が可能であったのではないかと推測できる。

また、技術者不足により、監理技術者が不在の業者は、非専任の主任技術者が認められる工事に集中し、監理技術者の空きがある業者が工事金額の高い工事に意欲的に応札した結果、設計金額の 80%といった結果になったものと推測する。

対象者数 20 者に対して 1 者応札のところについて、対象者数とはあくまで入札参加要件に合致する入札参加資格者名簿上の業者数である。

令和 5 年度、小中学校の屋上防水の発注が 5 件あり、人丸小学校が応札者 1 者、衣川中学校が 6 者、中崎小学校が 2 者、大蔵中学校が 3 者、林小学校が 2 者ということで、たまたま衣川中学校の 6 者というのが多かった。その他につ

いては、2者3者と少ない傾向にある。年度当初の建築の発注なので、業者が比較的応札しやすいタイミングではあったが、アスベストが関係することや、技術者不足などが応札のネックになっていたとのヒアリング結果であった。

Q 入札参加者数がかかなり減少し、競争性の確保も難しい中、対応できる業者数は把握しているのか。

最大の工事種別であるアスベストのところだけ、設計の7割だったという状況で、直接工事費などその他の項目は入札状況と同じであるので、率が下がる気がした。他の項目がおおよそ8割であるが7割に引きずられて、さらに落札率が下がるといった。計算の理屈を知りたい。

⇒A 1点目、対応できる業者数について、20者のうち実際に施工できる業者を客観的に判断する指標がなく、把握できていない。

⇒A 2点目について、計算した資料を持ち合わせておらず説明できない。1番額が大きいものが7割で他のものが8割だと計算が合わないというのは、委員の指摘の通りだと正直思う。

Q 入札参加数について何か対策されているのか。

⇒A 本市の入札は提出書類が多いこと。契約から工事検査に至るまで、非常に紙ベースが多く、いまだに頻繁に来庁が必要。事務負担の軽減が今回の制度改正の趣旨の一つである。また、兵庫県や神戸市については、工事検査の遠隔臨場のDX等を活用しているが、明石市では、電子化が遅れているのも原因の一つと考えている。

3 建設工事に関する入札・契約手続きの執行状況報告

事務局から、事前に説明した「令和5年度建設工事執行実績総括表」、「令和5年度建設工事執行実績リスト（大型・通常・随意契約・不調）」、「入札不調状況について（報告）H30年度からR5年度」、「令和5年度指名停止措置リスト」の資料に基づいた意見・質問に対する回答を担当者から報告。

- Q1 No.10 を総合評価落札（特別簡易）方式とした理由（従来との違いがあるか）と、落札者の決定において逆転現象などがみられたのか、否か。
- Q2 小学校のエレベータ棟設置工事3件（No.11, No.20、No.22）が、低入札での契約となっているが、その原因として考えられることがあるのか。
- Q3 No.2 予定価格超過者4者のうち2者について「2回目辞退」と記載されているが、6ページのNo.41では「2回目辞退」と記載されている企業が応札者であるが、この経緯について伺いたい。

⇒A1 例年、予定価格5,000万円以上の工事を対象に総合評価落札(特別簡易)方式にて発注している。その案件選定に関しては、従来同様に施工し易く価格的にも魅力のある工事を対象としている。この度の案件もその条件に合致したため、総合評価落札（特別簡易）方式を採用した。また、特別簡易型については、価格点重視になるため、落札者は最も価格の低い受注者の落札となっており、逆転はしていない。

⇒A2 小学校のエレベータ棟設置工事については、夏休み期間中での工事となるため、発注が5月～6月の時期となり、この期間は参加者も比較的、手が空いた時期と重なったことから受注意欲が高まったものと考えられる。また、エレベータ棟工事は、外注部分が多く、施工し易いため、人気が高く、低入札での契約に至ったものと思われる。

⇒A3 NO.41の案件は、当初の令和5年7月4日公告時には、1回目 全者予定価格超過 2回目の再度入札では、4者のうち2者が予定価格超過、残りの2者

は辞退となり、不調打切りとなった。工事主管課で設計を見直し、令和5年8月15日に再公告した際には、前回の応札者が最低価格で落札したものである。

Q No.76 不調が2回続いた後に落札されたが、入札者が1者のみであったことから、今後、同様の発注を行う際に何らかの改善が必要と思われるが、どのような見解をお持ちか伺いたい。

⇒A この度の工事は、出水期に公園の斜面の一部が崩れ、応急復旧したのち、本復旧方法の検討に時間を要し、本工事の発注のタイミングが遅くなったものである。
 今後は、他の小規模な災害復旧的な工事と併せて発注できれば、入札参加への意欲を高めることが出来るのではないかと推測している。

4 「建設工事入札全価格帯への変動型最低制限価格制度の試行適用について」(報告)

事務局より、事前に「建設工事入札全価格帯への変動型最低制限価格制度の試行適用について」を報告する。

各委員の質問なし

5 閉会(午後3時15分)